

長野市保存樹木等管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市緑を豊かにする条例（平成6年長野市条例第37号）第10条第1項の規定に基づき、保存樹木等の所有者及び管理者（市税を滞納していない者に限る。）が行う保存樹木等の保存管理に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費及び補助金額)

第2 補助金の交付の対象となる経費は、病虫害の防除、枯損の防止等保存樹木又は保存樹林の保存管理に要する経費とする。

2 補助金の額は、次の表のとおりとする。

区 分		補助金額（年額）
保存樹木	1箇所1本	4,000円以内
	1箇所2本以上	6,000円以内
保存樹林		7,000円以内

(補助金の交付申請)

第3 規則第3条に規定する申請書は、長野市保存樹木等管理補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

(補助金の交付請求)

第4 規則第12号第2項に規定する請求書は、長野市保存樹木等管理補助金請求書（様式第2号）によるものとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 長野市緑の設置及び保存樹木等補助金交付要綱（昭和49年12月2日制定）は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。